

(別表)

○ 各種学校の設置等の認可に係る法令の定め

項 目	法	省 令	府 審 査 基 準
設 置 者	私学法 6 4 - 4	規程 1 4	第 1 の 1 準用
名 称	—	規程 1 2	第 1 の 2 準用
立地条件	—	規程 9	—
規 模	—	—	第 1 の 3 ただし書準用
修業年限	—	規程 3	—
授業時数	—	規程 4	—
生徒数	—	規程 5	—
校長資格	—	規程 7	第 1 の 4 準用
教員資格	—	規程 8	—
教員数	—	規程 8	第 1 の 5 準用
施設設備等	—	規程 9 ~ 1 1	第 1 の 6 準用
資 産 等	私学法 2 5	(通達 三)	第 1 の 7 準用
設置者の 管理運営	—	—	第 1 の 8 準用

※ 「学教法」 = 学校教育法、「私学法」 = 私立学校法

※ 「規程」 = 各種学校規程

※ 「通達」 = 文部次官通達「私立学校法の施行について」 (昭和 2 5 年 3 月 1 4 日)